

手すり先行工法安全対策推進事業  
[手すり先行工法による足場工事に係る支援]  
**支援現場募集のお知らせ**

この事業は、建設業労働災害防止協会が厚生労働省の事業委託を受け実施しております。この事業の一環として、「手すり先行工法による工事の実施に対する支援」を下記のとおり行います。

1. 支援内容

手すり先行工法に関する**技術的事項、安全作業等**についての**指導等**

手すり先行工法による足場の工事の実施に要する**経費**の支援 **[民間工事対象]**

[支援金額]...1 企業 1 現場

- 1) **ビル**建築工事等の場合には、手すり先行工法による足場構面の面積が概ね 500 m<sup>2</sup> 支援金額 315,000 円 (消費税込)
- 2) **木造**建築工事等の場合には、手すり先行工法による足場構面の面積が概ね 200 m<sup>2</sup> 支援金額 126,000 円 (消費税込)

2. 支援申請受付締切      第 1 次締切 7 月末日

3. 支援件数                      6 件 (申請多数の場合は抽選で決定します。)

**[支援対象要件]** ... 次のいずれにも該当することが必要です。

- (a) 手すり先行工法による足場を設置する建設工事の施工業者等であること。
- (b) 「手すり先行工法による足場組立て等作業手順書」を定め、これに基づいて作業を行うことができること。
- (c) 建災防支部に配置している手すり先行工法技術相談員から、必要に応じて次の安全作業上の指導等が受けられること。

手すり先行工法に関する作業計画作成の指導

作業計画に基づいた手すり先行工法による足場の工事の実施時の現場指導

支援申請時における確認、足場リース・組立て業者の選定指導、安全パトロールの実施等

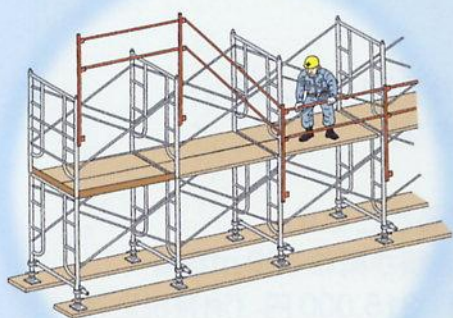
(d) 支援を受ける事業者は、当該足場の工事の実施に係る施工上の全ての責任を負うこと。

(e) 手すり先行工法による足場は十分な改善措置機材、部材強度等を有するものであること。

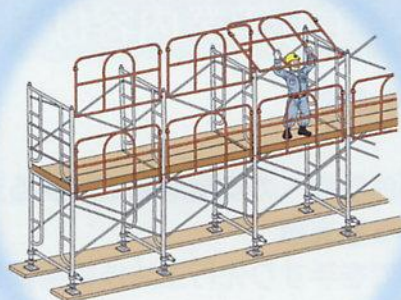
\* **支援申請書**の請求等詳細は「建災防広島県支部事務局 ( 082-228-8250 )」  
にお問い合わせください。

# 手すり先行工法で足場を設置して 墜落災害を防止しよう！

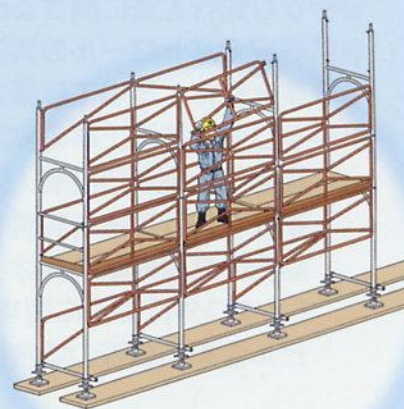
建設工事で手すり先行工法による足場を設置してみましょう。  
手すり先行工法は足場からの墜落災害を防止するのにとても有効です。



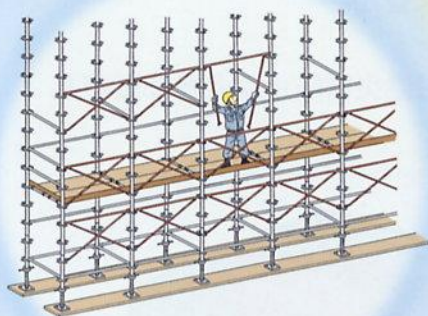
手すり先送り方式



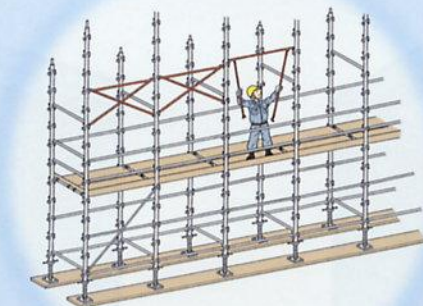
手すり据置き方式



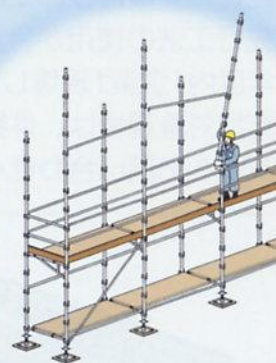
手すり先行専用足場方式



くさび緊結式手すり  
据置き方式



くさび緊結式手すり  
先送り方式



支柱にあらかじめ  
先行手すりを取り付ける方式  
(※木造家屋等低層住宅建築工事に用)

ビル建築工事、木造建築工事等の足場を設置する建設工事であれば、厚生労働省からの委託事業を受けている当協会が計画から解体まで様々な支援を実施しています。(裏面をご覧ください。)

# 手すり先行工法安全対策推進事業 (平成21年度)

- 本事業は厚生労働省から委託を受けた建設業労働災害防止協会本部及び建設業労働災害防止協会各都道府県支部が手すり先行工法の普及・定着を促進し、建設業で最も多い墜落災害を減少させることを目的としています。
- 建設業労働災害防止協会の各都道府県支部には、手すり先行工法に関する専門的な知識を有する手すり先行工法技術相談員を配置していますので、手すり先行工法についてご相談ください。

## 主な事業内容は

- 手すり先行工法に関する説明会の開催
- 現場安全パトロールの実施
- 事業者団体・足場工事業者等関係団体への安全活動に対する支援
- 手すり先行工法工事の実施に対する支援

- ・足場の計画から設置、解体までを手すり先行工法技術相談員がお手伝い致します。
- ・手すり先行工法を設置する事業者等に対して経費の支援を致します。

経費の支援対象条件は

「手すり先行工法に関するガイドライン」を満たす足場を設置することです。

ビル建築工事等の場合には、手すり先行工法による足場構面の面積が概ね 500 m<sup>2</sup>程度

支援金額 315,000 円 (消費税込み)

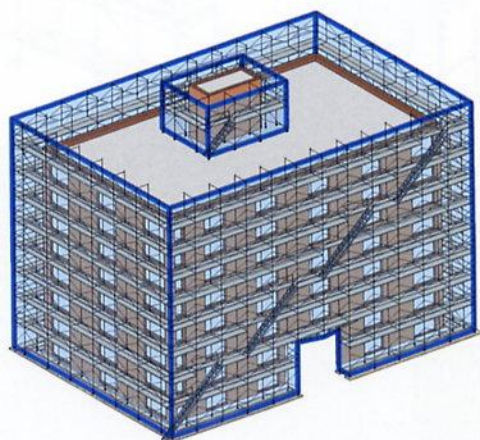
木造建築工事等の場合には、手すり先行工法による足場構面の面積が概ね 200 m<sup>2</sup>程度

支援金額 126,000 円 (消費税込み)

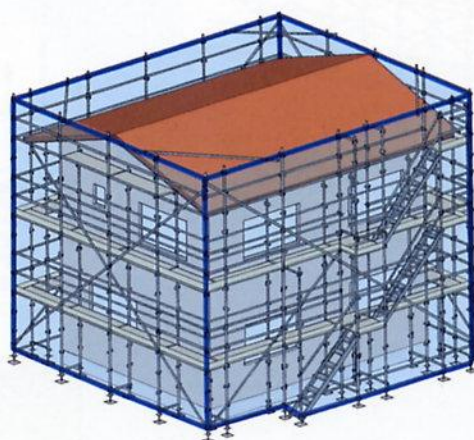
※経費の支援については、民間発注工事を対象としていますので、公共工事等発注条件で手すり先行工法の使用が特記仕様書に記載されている場合は対象になりません。

※年度内1企業1現場しか支援対象になりません。

※支援対象現場は、件数の制限がありますので、必ず事前に建設業労働災害防止協会各都道府県支部へお問い合わせください。



ビル建築工事の支援対象足場設置面積  
足場構面 ■ 部分合計が500 m<sup>2</sup>程度



木造建築工事支援対象足場設置面積  
足場構面 ■ 部分合計が200 m<sup>2</sup>程度

※ビル、木造とも ■ の部分が1構面でも対象面積を超えていれば支援の対象となります。

■問い合わせ先

建設業労働災害防止協会

〒108-0014

東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階

TEL 03-3453-8201 (代表) / FAX 03-3456-2458

URL <http://www.kensaibou.or.jp/>